

飯塚市移住・就業事業における移住支援金交付要綱(令和3年飯塚市告示第297号)
の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年9月29日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市移住・就業事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前								
(交付決定の取消し等) 第11条 市長は、移住支援金の交付決定を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市<u>(第1号エに該当する場合においては市のみとする。)</u>が認めた場合はこの限りでない。 (1) 全額の返還 ア・イ (略) ウ 移住支援金の申請日から1年以内に<u>第3条第3項各号に規定する移住支援金の要件を満たす職を辞した場合。</u> エ <u>移住支援金の申請日から1年以内に第3条第6項第2号に規定する移住支援金の要件を満たす職を辞した場合。</u> オ (略) (2) (略) 別表第2(第3条関係)	(交付決定の取消し等) 第11条 市長は、移住支援金の交付決定を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りでない。 (1) 全額の返還 ア・イ (略) ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合。 エ (略) (2) (略) 別表第2(第3条関係)								
<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th><th>人材確保支援策の名称</th></tr> <tr> <td>市町村</td><td>農業次世代人材投資事業（経営開始型）</td></tr> </table>	実施主体	人材確保支援策の名称	市町村	農業次世代人材投資事業（経営開始型）	<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th><th>人材確保支援策の名称</th></tr> <tr> <td>市町村</td><td>農業次世代人材投資事業（経営開始型）</td></tr> </table>	実施主体	人材確保支援策の名称	市町村	農業次世代人材投資事業（経営開始型）
実施主体	人材確保支援策の名称								
市町村	農業次世代人材投資事業（経営開始型）								
実施主体	人材確保支援策の名称								
市町村	農業次世代人材投資事業（経営開始型）								

	<u>新規就農者育成総合対策（経営開始資金）</u>		
（略）	（略）	（略）	（略）
		<u>別表第3（第3条関係）</u>	

附 則

この告示は、告示の日から施行する。